

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第1号	さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	令和2年2月28日
教育委員会 規則第2号	さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則	令和2年2月28日
教育委員会 規則第3号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第4号	さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第5号	さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第6号	さいたま市教育委員会特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第7号	さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第8号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第9号	さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第10号	さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第11号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第12号	さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日
教育委員会 規則第13号	さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則	令和2年3月31日

## さいたま市教育委員会規則第1号

### さいたま市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校運営協議会規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>5</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第4条 委員会は、さいたま市立の学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の<u>5</u>第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の<u>6</u>に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第4条 委員会は、さいたま市立の学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の<u>6</u>第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</p> <p>2～3 [略]</p>

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学科</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男・女・共学</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">生徒定員</div> </div>	全日制の課程			<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学科</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男・女・共学</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">生徒定員</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学科</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男・女・共学</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">生徒定員</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学科</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男・女・共学</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">生徒定員</div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">学科</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">男・女・共学</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">生徒定員</div> </div>
	学科	男・女 共学の 別	生徒定員				
名称				名称			
[略]				[略]			
さいたま市立大 宮北高等学校	[略]	[略]	[略]	さいたま市立大 宮北高等学校	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
<u>さいたま市立大 宮西高等学校</u>	<u>普通科</u>	<u>共学</u>	<u>480</u> 人	<u>さいたま市立大 宮西高等学校</u>	<u>普通科</u>	<u>共学</u>	<u>480</u> 人

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第3号

### さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 [略] 生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(11) [略] (12) <u>「自分発見！」チャレンジupさいたま事業</u> に関すること。 (13)～(19) [略] [略]	(事務分掌) 第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 [略] 生涯学習部 生涯学習振興課 (1)～(11) [略] (12) <u>「自分発見！」チャレンジさいたま事業</u> に関すること。 (13)～(19) [略] [略]

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第7号に規定する教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であって教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、市教育委員会の事務部局及び市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第7条関係）							別表第1（第5条、第7条関係）						
(1) 庁印							(1) 庁印						
公印の 名称	ひな形 番号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個数	使用区分	保管者	公印の 名称	ひな形 番号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
さいた ま市教 育委員 会印	[略]		<u>27</u>		[略]		さいた ま市教 育委員 会印	[略]		<u>24</u>		[略]	
[略]							[略]						
さいた ま市立 〇〇高 等学校 之印	[略]			<u>3</u>	[略]		さいた ま市立 〇〇高 等学校 之印	[略]			<u>4</u>	[略]	
[略]							[略]						
(2) 職印							(2) 職印						
公印の 名称	ひな形 番号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個数	使用区分	保管者	公印の 名称	ひな形 番号	書 体	寸法（ ミリメ ートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
さいた ま市教 育委員 会教育 長印	[略]						さいた ま市教 育委員 会教育 長印	[略]					

	24	てん書	方241	教職員給与課の主管する事務	教職員給与課
[略]					
さいたま市立〇〇高等学校長之印	[略]		<u>3</u>	[略]	
[略]					

[略]					
さいたま市立〇〇高等学校長之印	[略]		<u>4</u>	[略]	
[略]					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教育委員会特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市教育委員会 <u>特定非常勤職員</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則	さいたま市教育委員会 <u>特定非常勤職員等</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則
さいたま市教育委員会が任命する非常勤の職員のうち、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるものの公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給については、さいたま市 <u>特定非常勤職員</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。	さいたま市教育委員会が任命する非常勤の職員及び <u>臨時の職員</u> のうち、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるものの公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給については、さいたま市 <u>特定非常勤職員等</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第8号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">奨学金借用書</p> <p>[略]</p> <p>私は、奨学金の貸付けを受け、次の金額を借用しました。この金額は、さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例及び同条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約いたします。</p> <p>1 借用期間      年 月 日から卒業     するまで</p> <p>2 借用金額    月額              円</p> <p>上記の借用金額に係る債務について、義務の不履行その他不都合の行為があるときは、<u>極度額</u>              円の範囲で連帯保</p>	<p>様式第8号（第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">奨学金借用書</p> <p>[略]</p> <p>私は、奨学金の貸付けを受け、次の金額を借用しました。この金額は、さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例及び同条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約いたします。</p> <p>1 借用期間      年 月 日から卒業     するまで</p> <p>2 借用金額    月額              円</p> <p>上記の借用金額に係る債務について、義務の不履行その他不都合の行為があるときは、連帯保証人がその責めに任じます。</p>

証人がその責めに任じます。

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊦  
(電 話)

連帯保証人 住 所  
氏 名 ㊦  
(電 話)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(病気休暇)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条第2項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の教育委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、第1号及び第3号の規定は、第2号に規定する教職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の3第1項、育児休業法第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員又は地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間中の教職員が負傷し、又は疾病にかかった場合</u> その療養に必要な期間</p> <p>(3) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特別休暇)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は当該教職員と性別が同一であって当該教職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として委員会が定める関係にある</u></p>	<p style="text-align: center;">(病気休暇)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第16条第2項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の教育委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、第1号及び第3号の規定は、第2号に規定する教職員には適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条第2項、育児休業法第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用に係る教職員又は地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用期間中の教職員が負傷し、又は疾病にかかった場合</u> その療養に必要な期間</p> <p>(3) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(特別休暇)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者、父母及び子の祭日の場合</u> それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、別に定める日数を加算した期間</p>

者をいう。以下同じ。)、父母及び子の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、別に定める日数を加算した期間

(11)・(12) [略]

(13) 結婚の場合(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。)又は教職員が当該教職員と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として委員会が定める関係を有することとなる場合 8日の範囲内において必要と認める期間

(14) 教職員が配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(15) 教職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

2・3 [略]

(介護休暇)

第25条 条例第18条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(8) [略]

(9) 当該教職員と性別が同一であつて当該教職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として委員会が定める関係にある者及びその者の父母、祖父母、父母の配偶

(11)・(12) [略]

(13) 結婚の場合 8日の範囲内において必要と認める期間

(14) 教職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

(15) 教職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する教職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の世話をを行うことをいう。)及び安全を確保する緊急の引渡しのため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

2・3 [略]

(介護休暇)

第25条 条例第18条第1項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(8) [略]

者及び子

(教育職員が業務を行う時間及び月数の上限)

第35条 委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（休日の代休が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（休日の代休が指定された日にあつては、代休の時間）をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年間について360時間

2 委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。ただし、教育職員を特例業務（災害対応業務その他重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものをいう。）に従事させる場合は、この限りでない。

(1) 1箇月について80時間

(2) 1年間について720時間

(3) 1年のうち1箇月において教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間が45時間を超える月数について6箇月

3 委員会は、前項各号に規定する時間又は月数を超えて教育職員が所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、当該超えた部分の業務の従事を必要最小限のものとし、かつ、当該教育職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、別に定める方法により、当該業務の従事に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、委員会が定める。

第36条 [略]

第35条 [略]

別表第2（第24条関係）

死亡した者	日数
配偶者等	10日
[略]	[略]

別表第2（第24条関係）

死亡した者	日数
配偶者	10日
[略]	[略]

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第9号

### さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、さいたま市立小学校及び中学校（第31条第4項を除き、以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(共同学校事務室)</u></p> <p><u>第18条の2 法第47条の4第1項に規定する共同学校事務室(次項において「共同学校事務室」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、さいたま市立小学校及び中学校（第31条第4項を除き、以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立中等教育学校管理規則（平成31年さいたま市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第33条の規定に基づき、さいたま市立中等教育学校（第31条第4項を除き、以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(共同学校事務室)</u></p> <p><u>第38条の2 法第47条の4第1項に規定する共同学校事務室(次項において「共同学校事務室」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、さいたま市立中等教育学校（第31条第4項を除き、以下「学校」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第11号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1)及び(2)の表を次のように改める。

別表第6 (第20条関係)

(1) 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	33	34	34	18
59	34	35	35	19
60	34	36	36	20
61	35	37	37	21
62	35	38	38	22
63	36	39	39	23
64	36	40	40	24
65	37	41	41	25
66	37	42	42	25
67	38	43	43	26
68	38	44	44	26
69	39	45	45	27
70	39	46	46	27
71	40	47	47	28
72	40	48	48	28
73	41	49	49	29
74	41	50	50	29
75	42	51	51	30
76	42	52	52	30
77	43	53	53	31
78	43	54	54	31

79	44	55	55	32
80	44	56	56	32
81	45	57	57	33
82	46	58	58	33
83	47	59	59	33
84	48	60	60	33
85	49	61	61	34
86	49	62	61	34
87	50	63	62	34
88	50	64	62	34
89	51	65	63	35
90	51	66	63	35
91	52	67	64	35
92	52	68	64	35
93	53	69	65	36
94	53	70	66	36
95	53	71	67	36
96	54	72	68	36
97	54	73	69	37
98	54	74	69	37
99	55	75	69	38
100	55	76	70	38
101	55	77	70	39
102	56	78	70	
103	56	79	71	
104	56	80	71	
105	57	81	71	
106	57	81	72	
107	57	82	72	
108	58	82	72	
109	58	83	73	
110	58	83	73	
111	59	84	73	
112	59	84	74	
113	59	85	74	
114	60	85	74	
115	60	86	75	
116	60	86	75	
117	61	87	75	
118	61	87		
119	61	88		
120	61	88		
121	61	89		
122	62	89		
123	62	89		
124	62	89		
125	62	89		
126	62	90		
127	63	90		
128	63	90		
129	63	90		
130	63	90		
131	63	91		
132	64	91		
133	64	91		
134	64	91		
135	64	91		
136	64	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	65	92		
140	65	92		
141	65	93		
142	66	93		
143	66	93		
144	66	94		
145	66	94		
146	66	94		
147	67	95		
148	67	95		
149	67	95		
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

## (2) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	42	15	43	1
52	42	16	44	1
53	43	17	45	1
54	43	18	46	1
55	44	19	47	1
56	44	20	48	1
57	45	21	49	1
58	45	22	50	2
59	45	23	51	3
60	46	24	52	4
61	46	25	53	5
62	46	26	54	6
63	47	27	55	7
64	47	28	56	8
65	47	29	57	9
66	48	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	50	34	62	14
71	51	35	63	15
72	52	36	64	16
73	53	37	65	17
74	53	38	66	18
75	54	39	67	19
76	54	40	68	20
77	55	41	69	20

78	55	42	70	20
79	56	43	71	20
80	56	44	72	20
81	57	45	73	21
82	57	46	73	21
83	58	47	74	21
84	58	48	74	21
85	59	49	75	21
86	59	50	75	22
87	60	51	76	22
88	60	52	76	22
89	61	53	77	22
90	61	54	78	22
91	61	55	79	23
92	62	56	80	23
93	62	57	80	23
94	62	58	80	23
95	63	59	80	23
96	63	60	81	23
97	63	61	81	24
98	64	62	81	24
99	64	63	81	24
100	64	64	82	24
101	65	65	82	25
102	65	66	82	25
103	65	67	82	25
104	65	68	83	25
105	65	69	83	25
106	65	70	83	26
107	65	71	83	26
108	66	72	84	26
109	66	73	84	26
110	66	74	84	26
111	66	75	84	27
112	66	76	84	27
113	66	77	85	27
114	66	77	85	27
115	67	78	86	27
116	67	78	86	28
117	67	79	87	28
118	67	79		
119	67	80		
120	67	80		
121	67	81		
122	68	82		
123	68	83		
124	68	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

## 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## さいたま市教育委員会規則第12号

### さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(会議) <u>第20条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。</u> <u>2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p><u>(招集)</u> <u>第20条 審議会は、委員長が招集する。</u></p> <p>(会議) <u>第21条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とする。</u> <u>2 定例会は、隔月に開く。</u> <u>3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>(表決)</u> <u>第22条 議題に対し表決の必要がある場合は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長がこれを決定する。</u></p>
<p><u>第21条</u> [略]</p>	<p><u>第23条</u> [略]</p>
<p><u>第22条</u> [略]</p>	<p><u>第24条</u> [略]</p>

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所掌事務) 第3条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる拠点図書館は、第1項に規定する所掌事務のほか、当該各号に定める事務を所掌する。 (1) [略] <u>(2) 北浦和図書館 学校図書館支援センターに関すること。</u> <u>(3)</u> [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略]	(所掌事務) 第3条 [略] 2 [略] 3 次の各号に掲げる拠点図書館は、第1項に規定する所掌事務のほか、当該各号に定める事務を所掌する。 (1) [略]  (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。